平成２５年（フ）第３１０号
滋賀県湖南市菩提寺330番地570
債務者　上野　　猛
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７５号
北九州市八幡西区西鳴水２丁目３番２―606号、申立時の住所北九州市八幡西区皇后崎町１番10―1003号
債務者　そば処泰山木こと　井上　美香
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３４８号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目16番23号　コーポコダマ102号
債務者　荻　耕次郎
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東條　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２５６号
埼玉県川口市本町２丁目５番29号　コーポ滝沢Ａ―106号、旧住所埼玉県川口市東領家３丁目24番４号　すみれハイツ202号
債務者　深沢　延嘉
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７８号
埼玉県上尾市浅間台１丁目16番地２　レピュート浅間台205
債務者　宮崎　寿子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２４号
埼玉県上尾市大字上1153番地　岡村マンション101
債務者　飯岡　文江
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
千葉県成田市公津の杜２丁目11番地２　ヴァンテアン301
債務者　坂本　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２６３号
千葉県印西市原４丁目１番地１棟108号
債務者　及川　　司
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２６４号
千葉県八街市八街ろ165番地116
債務者　串間　一夫
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２７０号
千葉県佐倉市臼井119番地６
債務者　國頭　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４０４号
鹿児島県鹿児島市武１丁目24番２号　馬場アパート101号
債務者　永谷　健二
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４１６号
鹿児島県鹿児島市長田町４番15号　石村マンション102号
債務者　中尾加奈江
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５３号
宮城県東松島市大曲字堰の内南76番地１　高信住宅Ｅ棟
債務者　菊田千代喜
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１０９１号
埼玉県幸手市北３丁目11番22号
債務者　三浦　　亨
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１２号
さいたま市北区土呂町１丁目36番地８　アイアイレジデンス土呂204
債務者　上垣　秀郎
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０８号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針217番地117
債務者　赤羽　克章
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１８号
さいたま市南区鹿手袋７丁目12番11―303号
債務者　秦　　幸次（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係